

6. 「個人情報保護法」への対応

◇ 個人情報保護法とは

- ・2005年4月の「個人情報保護法」の施行に伴い、5000人超の個人情報を持つ一般企業等が対象で、情報の不正取得禁止や漏えい防止措置などを義務付けている。
- ・個人情報取扱い事業者の義務とは、個人情報に対する「利用目的の特定・公表」「適正管理・利用、第三者への提供」「本人の権利と関与」「本人権利への対応」「苦情の処理」などの義務を規定したもの。

1. (公財) 神奈川県スキー連盟(以下SAKと標記します) の対応

1) 基本的な考え方

個人情報保護法に則り、改めて個人情報の取扱いについて、精査した上で対応を図っていくが、会員へのサービス機能が低下しないように留意しながら進めます。依って、従来から取り扱っている個人情報を基本に対応を図る。

2) 具体的対応

- ① プライバシーポリシー及び運用ガイドラインの公開
 - ・SAKとしての規約・規程及びガイドラインを作成し、個人情報の取扱いについて明記し、それに基き運用する。
 - ・SAKのウェブサイトにおける利用条件について公開する。
- ② 情報の管理体制の構築と徹底
 - ・情報を管理する側の対応として、以下の措置を実施する。
 - イ.組織的措置…個人情報保護のための内部管理体制を構築、管理責任者の設置
 - ロ.人的措置…SAK役員・専門委員に対する個人情報取り扱いに関する教育
 - ハ.物理的措置…重要情報管理場所の施錠など、情報の漏洩・盗難防止措置
 - 二.技術的措置…パソコン・システム上データへのアクセス制御、パスワード管理など
- ③ 各関係団体との情報のやり取り
 - ・SAKが事業運営の都合上、業務をゆだねる場合は、業務委託先との間で個人情報の取り扱いに取り決めを行ない、個人情報の保護に万全を期すよう努める。
＊業務委託…印刷会社・旅行業者・後援団体・電子申込み等
- ④ SAKツールの対応
 - ・各種申込み書等に利用目的・情報の取り扱いを明記する。
- ⑤ 個人情報の取り扱いの変更
 - ・個人情報の取り扱いについて変更があった場合、見直しと書面整備などの対応を図る。
- ⑥ その他
 - ・「運用ガイドライン」に掲載していない情報（予め使用を予想できない情報）を個別に入手する場合は、展開する書面に利用目的・情報の取り扱い等を明示した上で情報を取得する。
＊各種調査、アンケートなど